

トピックス

レアアース輸出管理から読み解く ～中国の両用品目に対する輸出管理制度と実務対策～

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所・外国法共同事業
パートナー 中国弁護士・外国法事務弁護士 崔 文英（さい ぶんえい）
アソシエイト 中国弁護士 徐 康（じょ こう）
アソシエイト 中国弁護士 苗 海馨（みょう かいけい）

はじめに

2024 年以降、中国政府は特定のレアアース製品に対して新たな輸出管理を段階的に導入している^{※1}。これらの規制は、防衛、電気自動車（EV）や半導体といった戦略産業に不可欠な材料を対象としており、とりわけ自動車産業への影響が顕著である^{※2}。自動車の電動化が進むなか、モーターやバッテリー、センサー類に不可欠なレアアース資源の安定供給は、各国の自動車メーカーにとって戦略的課題となっている。

こうした背景のもと、中国の輸出管理制度の内容や実務運用への関心が一層高まっている。本稿では、軍民両用品に対する中国の輸出管理の枠組みとその運用を解説するとともに、日系企業が取り組むべきコンプライアンス対応について提言する。

^{※1} 2024 年に入って中国が導入した特定のレアアースに対する輸出管理としては、アンチモン等の品目（超硬材料を含む。）に対する輸出管理実施に関する商務部・税関総署の公告（2024 年 8 月。その後 2024 年 11 月 15 日公表の「中華人民共和国両用品目輸出管理リスト」により廃止）、関連両用品目の対米輸出管理の強化に関する商務部の公告（2024 年 12 月。ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン及び超硬材料の対米輸出を原則として不許可）、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン及びインジウム関連品目に対する輸出管理の実施に関する商務部・税関総署の公告（2025 年 2 月）、一部の中・重希土類関連品目（レアアース元素 7 種（サマリウム、ガドリニウム、ジスプロシウム、テルビウム、ルテチウム、スカンジウムイットリウム）及び永久磁石）に対する輸出管理の実施に関する商務部及び税関総署の公告（2025 年 4 月）、「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整・公布に関する商務部及び科学技術部の告知（2025 年 7 月。電池正極材料の製造技術を輸出制限技術項目に加え、非鉄金属冶金技術項目の修正と同項目における管理の要点の追加を行うとともに、炭酸リチウム、水酸化リチウム、金属リチウムなどの製造技術に対する輸出管理を実施）などが挙げられる。

^{※2} <https://www.reuters.com/business/autos-transportation/nissan-scale-back-production-plan-new-ev-due-china-rare-earth-curbs-kyodo-2025-07-08/>及び <https://www.ft.com/content/9f9e222d-f351-4e0f-be9b-aab309562c6c> 参照。

1. 中国輸出入管理法制度の全体像

(1) 中国が参加した輸出管理の国際レジーム

現在の安全保障輸出管理の国際的な枠組みは、通常兵器、核兵器、化学兵器、生物兵器やこれらを運送するミサイル関連分野において、不拡散型輸出管理の国際レジームにより構成されている^{※3}。

このうち、通常兵器及びその関連する汎用品（いわゆる軍民両用品）の輸出管理に関しては、「ワッセナー・アレンジメント」という枠組みがある。これは、42 各国（中国、東南アジア諸国、中東、南米諸国の多くを除く。）が参加する自主的な協議体で、法的拘束力こそないものの、各国が共通の理念に基づき国内法による管理を行っている。中国はこのワッセナー・アレンジメントに加盟しておらず、それはしばしば、米国を中心とする西側諸国による発展途上国、特に中国に対する技術移転の制限措置の一環として捉えられることがある^{※4}。

一方、中国が参加している国際的な輸出管理レジームは、主に核兵器や化学・生物兵器の拡散防止に関するものである。具体的には、核兵器関連^{※5}では「原子力供給国グループ（NSG）」及び「核不拡散条約（NPT）」に、化学・生物兵器関連では「化学兵器禁止条約（CWC）」及び「生物兵器禁止条約（BWC）」にそれぞれ加入している。ミサイルに関しては、1987 年に G7 主導で発足した「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」及び 2002 年にオランダ・ハーグで採択された「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」のいずれにも、中国は参加していない。もっとも、中国外交部は、弾道ミサイルの拡散防止に関する中国の立場は HCOC の趣旨・目標と一致していると表明している^{※6}。

※3 安全保障貿易情報センター（CISTEC）「輸出管理の基礎」

（https://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/anpoguidance_1rekishito_haikei.html）参照。

※4 『環球時報』読者の質問への回答：「ワッセナー・アレンジメント」とは何か

（<https://world.huanqiu.com/article/4AC2xwKngpU>）参照。

※5 包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty：CTBT）は、宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間での核兵器の核実験による爆発、その他の核爆発を禁止する条約であり、1996 年 9 月 10 日、国際連合総会によって採択されたが、発効要件国（核兵器保有国を含む 44 各国）の批准が完了していないため未発効状態である。発効要件国のうち、米国・中国・ロシア・イスラエル・イラン・エジプトの 6 各国は署名のみで批准せず、北朝鮮・インド・パキスタンの 3 各国は署名すらしていない。

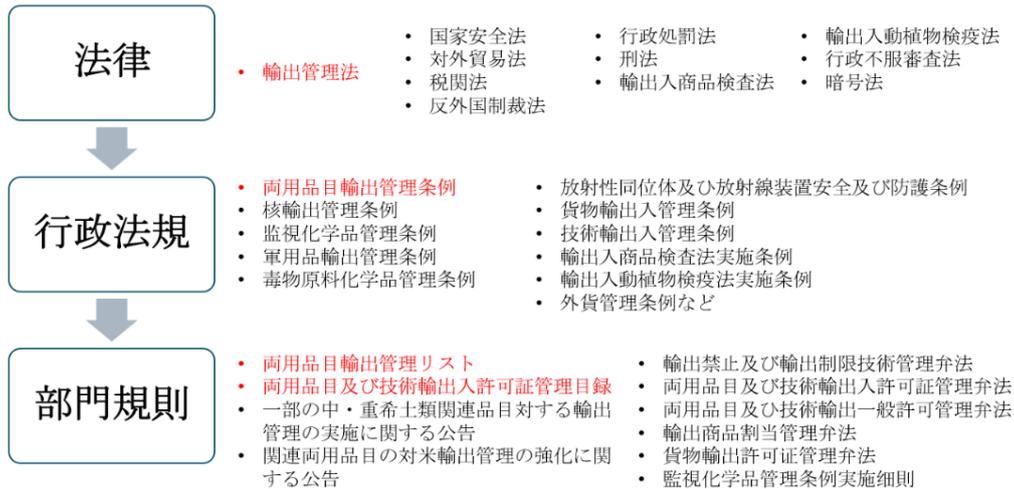
※6 「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」に対する中華人民共和国外交部の公表

（https://www.mfa.gov.cn/wjb_673085/zzjg_673183/jks_674633/zclc_674645/wkhdh_674655/200802/t20080229_7669109.shtml）参照。

(2) 輸出管理に関する中国の国内法体系

中国の輸出入関連の法体系は、主に法律・行政法規・部門規則の3段階により構成されるが、輸出管理に関しては、2020年12月1日施行の「輸出管理法」、2024年12月1日施行の「両用品目輸出管理条例」及び「両用品目輸出管理リスト」（以下「輸出管理リスト」という。）並びに2025年1月1日施行の「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」（以下「輸出入許可証管理目録」という。）がその中心的な法的根拠となる。（図表1）

図表1 輸出入に関する中国法の体系



直近の立法として着目すべきは、2024年11月8日に改正され、2025年7月1日に施行された「鉍産資源法」である。その改正内容は多岐にわたる。まず、競争入札方式による鉍業権譲渡の推進、所有権登記と探査・採掘許可の分離、鉍区生態系回復制度の整備など鉍産資源に関する権利関係の合理化及び環境保全を重視した規定が盛り込まれた。加えて、戦略的鉍山資源については、戦略的鉍山資源目録の作成や保護的採掘などの特殊な保護制度、国家備蓄体制の強化、緊急時の管理措置などに関する規定も設けられている。これらは、戦略物資の管理を国家安全保障の観点から本格的に制度化しようとする姿勢を明確に示すものである^{※7}。

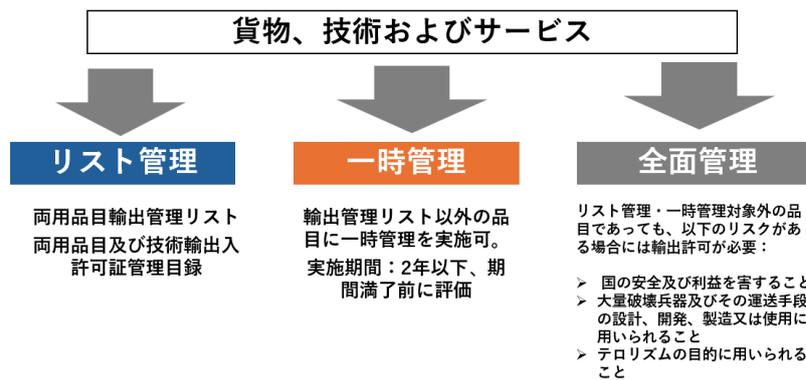
2. 両用品目の輸出管理制度

(1) 輸出管理制度の概要

中国は、軍民両用の物資及び技術（両用品）の輸出を、国家安全保障及び大量破壊兵器拡散防止等の国際的な義務履行の観点から厳格に管理しており、その制度の全体像は下図2のとおりである。主管部門は、國務院商務部と税関総署であるが、事案によっては工業情報化部、国家秘密局、中央軍事委員会、国家安全局などが法執行に加わることもある。

※7 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202411/content_6986009.htm 参照。

図表 2 両用品輸出管理の全体像



A. リスト管理

- 対象品目は、主に輸出管理リスト又は輸出入許可証管理目録に掲載。
- リストは、ワッセナー・アレンジメントなどの国際的な枠組みの経験を参考に制定。
- このリストに所掲の品目を輸出するには原則として輸出許可が必要。

B. 全面管理

- リスト未掲載の品目（リストに記載されているもののスペックがリストの記載内容と一致しない品目を含む^{※8}）であっても、輸出業者が当該輸出品に次のリスクがあることを知り、又は国家輸出管理機関からその旨の通知を受けた場合には輸出許可が必要^{※9}。
 - 国の安全又は利益を害すること
 - 大量破壊兵器若しくはその運送手段の設計、開発、製造又は使用に用いられること
 - テロリズムの目的に用いられること

なお、レアアース関連製品については、その純度・強度・密度といった指標からはリスト管理の対象品目とならない場合であっても、最終用途、エンドユーザーなどの要素も総合的に検討して上記リスクが認められるとき、輸出許可が必要とされ、事案によってはその許可が下りない可能性もある。

C. 一時管理

- 国の安全若しくは利益の保護又は拡散防止等の国際義務履行の要請に応じて、特定の品目・国・企業に対し臨時的な管理を適用。
- 一時管理の対象になった品目は、通常はリスト外でも輸出許可が必要。
- 一時管理の期間は最長2年、期間満了後に再評価を行い、その結果に応じ、リスト管理対象への変更又は一時管理の解消若しくは延長の措置。

※8 商務部「両用品目輸出許可申請に関する一般的な問題への回答」Q32。

※9 輸出管理法 12 条 3 項。

(2) 輸出許可制度

A. 個別許可

- 特定の取引ごとに輸出許可の申請・審査。
- 対象品目、用途、エンドユーザーなどについて詳細な確認。

B. 包括許可

- 信頼性の高い輸出業者に対して、一定期間・一定範囲のエンドユーザーへの特定品目の輸出を一括許可。
- 申請要件
 - 良好な輸出管理内部コンプライアンス制度が構築・運用されていること
 - 両用品目の輸出記録があること
 - 安定した輸出経路及びエンドユーザーを有すること
 - その他の要件
- 包括許可の有効期間は最長 3 年。

C. 登録方式による輸出証明書の取得

- 特定品目については、事前に輸出業者の登録を行い、その後、対象品目の輸出ごとに輸出証明書を取得（輸出許可は不要）。
- 適用状況
 - 中国国内で点検修理、試験又は検査を行った後、合理的な期間内に従前の輸出先の従前のエンドユーザーに再輸送する場合
 - 中国国外で点検修理、試験又は検査を行った後、合理的な期間内に中国国内に再輸送する場合
 - 中国国内で開催された展覧会に出品し、その終了後、速やかに従前の状態で従前の輸出先に再輸送する場合
 - 中国国外で開催された展覧会に出品し、その終了後、速やかに従前の状態で中国国内に再輸送する場合
 - 民間航空機部品の国外補修又は備品・スペアパーツの輸出をする場合
 - その他国务院の商務主管部門が定める場合。

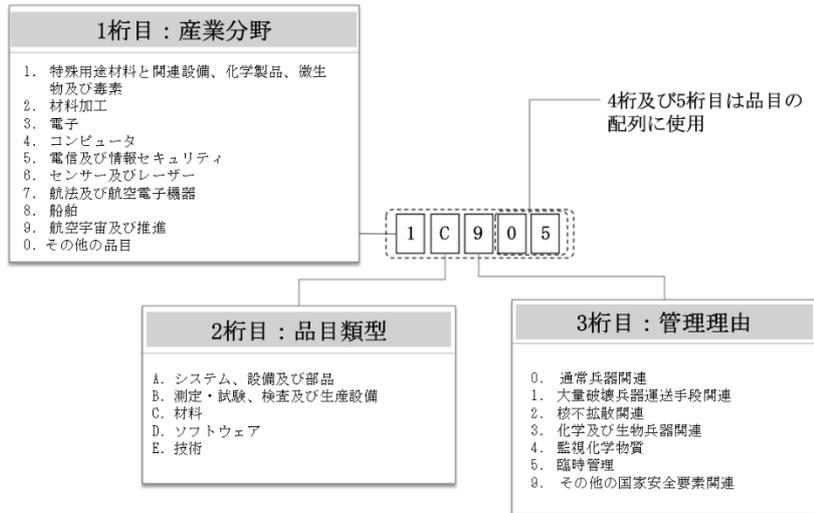
(3) リスト管理における両用品目の該非判断

A. 輸出管理リストの構成

2024 年 11 月 15 日、商務部・工業情報化部・税関総署・国家秘密局の 4 部門共同で輸出管理リストが公表された（図表 3）。このリストは、これまで個別に存在していた核、生物、化学、ミサイルなどに関する両用品目管理リストを統合したものである。その文書形式のリストと商務部が提供するデータベース版^{※10}の管理リストを併用することで、管理対象品目の網羅的な確認が可能となる。

※10 <https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/ckgzqdsjk.shtml?columnID=8&num=1> 参照。

図表 3 輸出管理リストの構成と輸出管理



輸出管理リストは、国際的な経験と実務に基づき、図表3のとおり10種類の産業分野、5種類の品目類型、7つの管理理由に基づいて策定され、品目のカテゴリー別に輸出管理コードが割り当てられている。たとえば、高温下でも磁力を維持する性質から、電気自動車やハイブリッド車のモーターに不可欠とされるジスプロシウム含有ネオジム磁石には、輸出管理コード「1C905」が付されている。このコードからは、当該磁石が「国家安全」（9番）と関わる「特殊用途材料及び関連設備」（1番）分野の「材料」（C番）として輸出管理の対象となっていることが確認できる。

B. 輸出管理リストと輸出入許可証管理目録との関係

輸出管理リストは、両用品目輸出管理条例の施行に伴い廃止された「核両用品目及び関連技術輸出管理条例」、「ミサイル関連品目及び技術輸出管理条例」などの法令、「監視化学品管理条例」などの現行法令に定められた輸出管理リストや商務部等の関係部局が公布した10余りの輸出管理公告を統合したものである。輸出入許可証管理目録は、「両用品目及び技術輸入許可証管理目録」及び「両用品目及び技術輸出許可証管理目録」により構成されている。後者の「両用品目及び技術輸出許可証管理目録」（以下「輸出許可証管理目録」という。）に掲載された両用品目には、輸出管理リストに掲載された両用品目以外に、核輸出管理リストに記載された品目及び毒物原料化学品も含まれている。輸出管理の対象となる両用品目への該当性は、輸出管理リストに基づく判断が一般的だが、核関連品目や毒物原料化学品と関わる場合は、輸出許可証管理目録に基づいて判断される。

輸出入許可証管理目録の特徴として、一部の品目にはHSコードが記載されている。HSコードとは輸出入品の通関条件を提示するコードにすぎず、輸出管理品目への該非判定の基準となるわけではない。商務部が公開した説明においても、「HSコードは両用品目への該当性を判断する根拠にならない」と明記されている^{※11}。すなわち、リスト規

※11 商務部の両用品目に関するよくある質問に対する回答（三）（HSコード参考等の問題）。

制の該非判断は、輸出管理リスト及び輸出入許可証管理目録に記載された品目の名称、スペックなどの技術説明が基準となる。

C. 輸出管理リスト・輸出許可証管理目録と国際レジーム等との関係

中国は、「ワッセナー・アレンジメント」や「ミサイル技術管理レジーム」などの国際レジームに加盟していないが、これらの国際レジーム・枠組みの構造を広く参考としている。たとえば、輸出管理リストにおける管理品目の分類方法は、ワッセナー・アレンジメントの両用品目及び技術リストにおける規制品目の分類方法とほぼ同様である。また、輸出管理コードの構成は、米国の輸出管理規則（EAR）に基づく ECCN（輸出管理分類番号）を参考にしている部分も見受けられる。

D. 該非判断における注意点

品名やスペックの記載方法は、契約書、船積書類、税関申告書類においてそれぞれ異なる場合があり、そのため該非判断が容易でないケースが多くある。過去には、この判断を誤って輸出許可を取得せずに輸出し、処罰されたケースが多数存在する。輸出管理リストには、各品目について詳細なスペックや技術的な特徴が説明されているため、該非判断にあたっては従来の貿易知見だけに頼るのではなく、まずこの輸出管理リストに照らして検討することが必要となる。それでも判断が困難な場合には、外部の専門家や商務部の諮問機関に相談することが推奨される。

(4) 輸出許可手続

A. 輸出許可申請の手順と必要書類は、以下のとおりである。

- ① 商務部ホームページの「両用品目及び技術輸出入許可申請」において「オンライン申請」^{※12}をクリックし、商務部業務システム統一プラットフォームのログイン申請画面を通じて省級商務主管部門に以下の申請書類を提出する。
 - 申請表
 - 契約書・合意書の写しその他証明書類
 - 輸出品目の技術説明書又は検査試験報告書
 - エンドユーザー及び最終用途の証明書類（中国語訳付き）（輸入業者・エンドユーザーの誓約書など）
 - 輸入業者及びエンドユーザーの概要（中国語訳付き）
 - 申請者の法人・主要経営責任者及び担当者の身分証明書
 - その他商務部が要求する資料

^{※12} [https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html?](https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html?sp=SGovHallLogin&sp=Sgovhallpages/corp/CorpSxblAdd&sp=Ssys&sp=S18017)

[sp=SGovHallLogin&sp=Sgovhallpages/corp/CorpSxblAdd&sp=Ssys&sp=S18017](https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html?sp=SGovHallLogin&sp=Sgovhallpages/corp/CorpSxblAdd&sp=Ssys&sp=S18017) 参照。

- ② 省級商務主管部門が、申請書類を審査のうえ、輸出許可申請を商務部に提出する。
- ③ 商務部が、関係部門と連携して審査を行い、法定期間内（45 営業日）に審査結果を輸出業者に通知する。審査に合格した輸出業者は、商務部発行の電子版の承認証明をもって両用品目及び技術の輸出許可証を取得する。実務上、法定期間内に審査完了の見込みがない場合に、当局は、輸出業者に対し、輸出許可申請を取り下げたうえ再申請をするよう指導することがある。また、審査にあたり、鑑定、専門家への意見聴取や輸出業者・エンドユーザーに対する実地調査を行う必要がある場合、これらの所要時間は法定の 45 営業日には算入されず、審査完了までの期間が相応に延長される。

B. エンドユーザー・最終用途の確認

輸出許可の申請にあたって、輸出業者は、エンドユーザー及び最終用途を慎重に確認し、エンドユーザーが作成したエンドユーザー・最終用途に関する証明書を提出しなければならない。この証明書には、商務部が定めたフォーマットによると、次の事項を記載する必要がある。

- ▶ 申請された用途以外に転用しないこと
- ▶ 第三者への譲渡を行わないこと
- ▶ 大量破壊兵器若しくはその運送手段の保有、加工、製造又は使用に供さないこと

2024 年 12 月 3 日に商務部が「関連両用品目の対米輸出管理の強化に関する公告」(2024 年第 46 号) を公布して以来、レアアースや永久磁石など管理品目の輸出に際しては、国外の輸出先業者に対し、それを米国の軍事ユーザー又は軍事用途に供さない旨の誓約が求められることがある^{※13}。

なお、実務運用において、最終用途の確認に際し、両用品目輸出管理条例に規定された技術説明書、製造工程の説明書及びテストデータ（第 16 条）に加えて、当局の裁量により、エンドユーザーにおける製造工程の写真や動画、顧客リストなど営業秘密に該当する可能性の高い情報の開示も求められるケースが存在するようである^{※14}。

※13 中国商務部報道官は 2025 年 6 月 27 日、ロンドンで開催された米中経済貿易交渉の結果を踏まえ、「中国は条件を満たしている規制品目の輸出申請を法に従い批准していく」と発言しており、米国に対する輸出管理の大幅な緩和はなく、対米輸出管理は当面は継続する見込みである

(https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_00a79a2980e44ee8b8a2325786979e47.html)。

※14 フィナンシャルタイムズの報道「China demands sensitive information for rare earth exports, companies warn」(https://www.ft.com/content/0fce7177-a713-4c06-ba22-0ae429efe73f?utm_source=chatgpt.com) には、「He said the company had submitted pictures and a video of its production line as well as information about its market, the names of its customers and some customer orders with names blurred out.」との記述がある。

C. 注視リスト及び管理リスト

① 注視リスト（エンティティ・ウォッチリスト）

最終用途・エンドユーザーの確認ができず懸念がある者（海外の輸入業者やエンドユーザー）は「注視リスト」に掲載される^{※15}。

輸出業者が注視リスト所掲の輸入業者やエンドユーザーに対して両用品目を輸出する場合、包括許可の申請や情報登録方式による輸出証明書の取得は不可能である。また、個別許可の申請時には、当該輸入業者やエンドユーザーに関するリスク評価報告書を提出し、輸出管理に関する法律・法規及び関連要件を遵守する旨の誓約が求められる^{※16}。

現時点で、商務部は、注視リストを公布していない。

② 管理リスト

国外の輸入業者・エンドユーザーが次のいずれかに該当すると、管理リストに掲載される^{※17}。

- ▶ エンドユーザー又は最終用途に関する管理要求に違反した場合
- ▶ 国の安全又は利益を害するおそれがある場合
- ▶ 管理品目をテロ目的に使用する場合

管理リストに掲載された輸入業者・エンドユーザーに対しては、管理品目の取引の禁止・制限、その輸出の中止などが命じられる。輸出業者は、原則として、当該輸入業者・エンドユーザーと管理品目の取引を行ってはならない。輸出業者が規定に違反し、当該輸入業者・エンドユーザーと管理品目の取引を行った場合、警告、違法行為の中止命令、違法所得の没収、過料により、情状が重大なときは、業務停止命令、輸出経営資格の取消しにより処罰される^{※18}。

商務部はこれまで、2025年1月2日、同年3月4日、4月4日及び4月9日に計71の米国企業・団体を、7月9日には8の台湾企業・団体を管理リストに掲載した。もっとも、米中経済貿易ハイレベル会談の共同声明により、2025年8月12日から、同年4月4日に輸出管理リストに追加した米国16企業・団体に対する関係措置の一時停止を90日間継続することのほか、4月9日に追加した米国12企業・団体に対する管理措置を終了することが決定された^{※19}。

※15 両用品目輸出管理条例 26 条。

※16 前注 15 参照。

※17 輸出管理法 18 条及び両用品目輸出管理条例 28 条。

※18 輸出管理法 18 条・37 条及び両用品目輸出管理条例 28 条～30 条。

※19 <http://www.news.cn/fortune/20250812/6bdaf60a9ad2484e84a793278afbfd23/c.html> 参照。

D. その他中国との輸出入貿易の禁止・制限対象となる外国実体リスト

① 反制裁リスト

反制裁リストは、2021年6月10日に施行された「反外国制裁法」に基づき設けられ、主に中国の外交部がその決定・公布を管理するリストであって、外国の組織・自然人が次のいずれかに該当する場合にその掲載対象となる。

- ▶ 外国が国際法又は国際関係の基本準則に違反し、各種の口実又は自国の法律を根拠として中国を抑圧・牽制し、中国の公民・組織に対して差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合において、当該差別的な制限措置の策定・決定・実施に直接又は間接的に参加したとき^{※20}。
- ▶ 中国の主権・安全・発展利益を害する行為を実施し、支援し、又は助長する場合^{※21}。

中国国内の組織・自然人は、反制裁リスト所掲の組織・自然人との取引及び提携が禁止又は制限される。よって、中国から反制裁リスト対象者への両用品目の輸出は禁止又は制限され、輸出許可は基本的に下りないと理解される。

「反外国制裁法」の公布・施行以降、同法は活発に運用されており、これまでに欧米の100を超える組織・自然人が、台湾、新疆、チベットといった政治的問題に関連して、中国を敵視し、中国に対する制裁を推進・支持したとして反制裁リストの対象者に指定されている。

② 信頼できない実体リスト

信頼できない実体リストは、「対外貿易法」及び「国家安全法」のほか、2020年9月に施行された「信頼できない実体リスト規定」に基づき設けられた制度である。リスト対象者を決定する主管機関は、「信頼できない実体リスト作業メカニズム」（以下「作業メカニズム」という。）という組織で、各中央政府部門がこれに参加しており、商務部に事務局が置かれている。外国の実体が国際経済貿易又は関連活動において中国、中国企業その他組織、自然人に対して次の行為を行った場合に、その対象者として指定される^{※22}。

- ▶ 中国の国家主権、安全又は発展利益を害する行為
- ▶ 正常な市場取引の原則に違反して、中国企業その他組織若しくは自然人との正常な取引を中断し、又は差別的措置を講じ、中国企業その他組織若しくは自然人の合法的な権利・利益を著しく損なう行為。

^{※20} 反外国制裁法3条2項及び4条。

^{※21} 反外国制裁法15条。

^{※22} 信頼できない実体リスト規定2条。

中国の企業その他組織又は自然人は、信頼できない実体リストに掲げられた外国の実体と取引を行うことが禁止・制限されている。特殊な事情により当該実体と取引を行う必要があるときは、商務部に申請し、同意を得たうえで行うことができる^{※23}。

信頼できない実体リストは、2023年から運用が開始され、これまでに米国企業を中心とする100社以上の外国企業が、台湾への武器売却や中国企業に対する差別的措置を理由に指定を受けている。

E. 域外適用—再輸出管理

輸出許可の申請において、管理品目の再輸出の可能性は、当局の重要な審査項目である。「両用品目輸出管理条例」によると、次の品目の輸出先からの再輸出も輸出管理の対象となる^{※24}。

- ① 中国原産の特定の両用品目を含有、統合又は混合して国外で製造された両用品目
- ② 中国原産の両用品目に該当する特定技術などを用いて国外で製造された両用品目
- ③ 中国原産の特定の両用品目

輸出許可の申請時には、製品の運送経路（始発地・中継地・目的地）の開示も求められるが、これも再輸出の可能性を検討する上で考慮される要素の一つをなす^{※25}。

これらのうち①については、輸出管理リスト及び輸出許可証管理目録に、合金など混合物・化合物における管理品目の含有比率が記載されるケースもあるが、米国のデミニミスルールのように閾値を明示する方法はとられていない。

再輸出管理の今後の実務については引き続き注視する必要がある。当面は、主に米国などに対抗する措置として戦略的な運用となることが予想される。そのため、輸出許可申請時に提出したエンドユーザー及び最終用途に関する証明書や誓約書の内容に違反しない限り、再輸出管理に抵触するリスクは低いと考えられる。

3. コンプライアンス対策

(1) 明確なポリシーの決定

サプライチェーンの安全性の確保は企業経営の大きな課題であるが、輸出コンプライアンスの観点からは、いかに米中をはじめとする主要国の輸出管理・安全保障規制にバランスよく対応した体制を構築するかが重要となる。そのためには、中国から両用品を輸入する外国企業としては、明確なポリシーを決定しておくことが不可欠である。両用品の中国からの輸出時におけるその最終用途・エンドユーザーに対する審査、各種の実体リストの

※23 信頼できない実体リスト規定 10 条・12 条。

※24 両用品目輸出管理条例 49 条。

※25 両用品目輸出許可申請記入指針・両用品目輸出許可申請記入説明 No.18。

明確化、再輸出の規制といった既述の制度から明らかなように、販売先が制裁対象と関係するか否かがコンプライアンスリスクの最大の焦点となる。これについては、まず次のような対応を検討することができる。

- ① 管理リスト・反制裁リスト・信頼できない実体リストに掲載されている企業との間では、中国原産又は再輸出管理の対象となる両用品目の取引を回避すること。
- ② 注視リストに掲載された企業と中国原産又は再輸出管理の対象となる両用品目の取引を行う場合には、以下の対策を講ずること。
 - ▶ 販売先に対するリスク評価を行い、その販売先との取引により中国の輸出管理制度への違反となるリスクを正確に把握すること。
 - ▶ 販売先から誓約書を取得しておくこと。
- ③ 米国 EAR の域外適用と中国の反外国制裁法とのコンフリクト又は中国の輸出管理法との重疊的な適用が生じる場合の対応方針も課題となる。この重疊的な適用に関しては、例えば、日本企業が「米国由来の半導体部品」と「中国由来の戦略物資を利用して製造された特殊センサー」を組み合わせた製品を第三国へ輸出する場合、その輸出先が米国内法と中国法の適用を二重に受ける可能性がある。このようなケースに対処するための明確なポリシーが必要となる。

このように、企業が取引先や品目ごとのリスクを事前に評価し、明確なポリシーに基づいて対応を定めておくことが、安全な輸出管理体制構築の第一歩となる。

(2) 取扱品目の該非判断における中国現地専門家やスクリーニング専門業者の起用

輸出管理リストは、特定の品目名称に加え、当該品目に関するスペックや技術的特徴の説明によって構成されている。その品名は、中国の輸出入税則における HS コード記載の品名と一致しないことが多く、貿易実務に精通している者であっても、適切な該非判断ができるとは限らない。実際、管理対象であるにもかかわらず、輸出許可が不要な品目と誤り、無許可で輸出した結果、処罰を受けた事例は少なくない。それゆえ、該非判断にあたっては、製品の特徴を正確に把握した上で、中国の輸出管理に精通した専門家の助言を得ることが推奨される。必要に応じて、スクリーニングに特化した専門業者を活用することも、有効なリスク低減策となる。

(3) 多国の安全保障制度を理解し、総合的なリスク判断が可能な人材の育成・採用

日本の大企業・グローバル企業、特に製造業（電機、精密機器、化学、先端材料、自動車、航空宇宙、船舶、防衛など）に属し輸出事業を行う企業では、輸出管理やコンプライアンスを担う一部門として輸出管理専任部署を設けるケースが一般的である。米国の規制（EAR）の影響を強く受ける日系企業は、米国・EU・日本の規制を横断的にモニタリング

する体制は整備されているものの、中国の輸出管理制度に対応可能な人材や体制が、まだ十分に整っているとはいえない。特に、法令や製品仕様書などを中国語原文で理解し、当局の実務や解釈の変化を追跡しうる人材が不足している。

それゆえ、米国法・EU法への対応と同様に、中国法の専門的な研修・教育プログラムを制度化し、中国現地法人の法務・コンプライアンス担当者と連携して、二国間・多国間の「法規制のコンフリクト対応マニュアル」を整備することや、弁護士などの外部リソースを活用し、現地当局の動向を適時に収集することなどが推奨される。

(4) 多国の安全保障制度を整合したコンプライアンス体制の整備

中国の輸出管理法制は、輸出管理法、両用品品目輸出管理条例、反外国制裁法、信頼できない実体リスト規定などを通じ、域内企業に対してますます高度なコンプライアンス対応を要求しつつある。このような環境下においては、日系企業の中国現地法人が独自の輸出管理規程・マニュアルを整備することが強く推奨される。そのメリットとして、第一に、規程の整備は包括許可の取得に際して当局が重視する要素となりうること、第二に、内部規程に基づく事前レビュー、教育研修体制の整備により、法律違反のリスクが低減されること、第三に、万一違反行為が発生した場合には、適切な内部規程を定めていた事実が処罰の軽減要素として機能しうることなどが挙げられる。

2021年4月28日、商務部は「両用品目の輸出業者における輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見」（商務部公告2021年第10号）及び「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」を公布した^{※26}。後者のガイドラインは、詳細な実務指導を提供しており、現地法人が輸出管理コンプライアンス体制を構築する際の参考となる。グローバル企業は、米国・EU・日本の規制を前提に共通コンプライアンス規程を運用しているところが多いが、中国現地法人においては、中国独自の法制度と実務を反映した内部規程を整備し、それ以外の法域の規程と整合する運用をすることが、グループ全体のリスク最小化につながると考えられる。

以上

^{※26} <https://policy.mofcom.gov.cn/claw/clawContent.shtml?id=90436> 参照。

Writer's Profile

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所・外国法共同事業

King & Wood Mallesons (KWM) は、アジアを本拠地とし、世界にリーガルサービスを提供する国際的な法律事務所です。アジア、オーストラリア、アメリカに 26 のオフィスを構え、3,000 名以上の弁護士が所属しています。

HP : <https://www.kwm.com/jp/ja/about-us.html>



パートナー

中国弁護士・外国法事務弁護士 崔 文英 (さい ぶんえい)

クロスボーダーM&A、技術ライセンス及びコンプライアンスを主な業務分野とする。日系企業の対中投資・M&A や技術ライセンス分野において、十数年にわたる豊富な経験を有する。近年は経済安全保障分野のリーガルサービスにも注力しており、重要データ、個人情報保護、輸出管理を中心にアドバイスを提供している。



アソシエイト

中国弁護士 徐 康 (じょ こう)

外商投資、データコンプライアンス、輸出管理その他一般企業法務を主な業務分野とする。



アソシエイト

中国弁護士 苗 海馨 (みょう かいけい)

外商投資その他一般企業法務を主な業務分野とする。